

○多賀城市木造住宅耐震診断等支援事業実施要綱

(平成18年4月28日 告示第57号)

改正 平成20年 5月22日 告示第 80号	平成26年 5月 30日 告示第 74号
平成20年11月28日 告示第121号	令和元年10月 1日 告示第 94-5号
平成25年 4月 1日 告示第 48号	令和4年 3月 31日 告示第 50-5号

(目的)

第1条 この要綱は、市内に存する木造住宅（国、地方公共団体及びその関係機関が所有するものを除く。以下「住宅」という。）に対して耐震診断士を派遣し、耐震診断及び耐震改修計画の作成を行う事業（以下「木造住宅耐震診断等支援事業」という。）を実施することにより、住宅の耐震化対策を支援し、もって震災に強いまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会発行の「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている「一般診断法」に基づき、住宅の地震に対する安全性を診断し、評価することをいう。
- (2) 耐震改修計画 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満又は重大な地盤・基礎の注意事項がある場合に作成される耐震改修の計画を記載した書類をいう。
- (3) 耐震診断士 宮城県が作成するみやぎ木造住宅耐震診断士リストに記載されている者又は仙台市が作成する仙台市戸建木造住宅耐震診断士名簿に記載されている者をいう。

一部改正〔平成20年告示121号・25年48号・26年74号〕

(事業の実施)

第3条 市は、木造住宅耐震診断等支援事業を、年度ごとに、その予算の範囲内で実施するものとする。

(対象住宅)

第4条 木造住宅耐震診断等支援事業の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建てであること。
- (2) 在来軸組構法（太い柱及び垂れ壁を主な耐震要素とする伝統的構法で建てられた住宅を含む。）又は枠組壁工法により建てられていること。
- (3) 階数が3階までであること。
- (4) 過去に木造住宅耐震診断等支援事業（これに類する市の事業を含む。）の利用を受けていないこと。

(事業の委託)

第5条 市は、木造住宅耐震診断等支援事業の一部を一般社団法人宮城県建築士事務所協会（以下「受託団体」という。）に委託して実施するものとする。

一部改正〔平成20年告示80号・20年121号・25年48号〕

(利用の申請)

第6条 木造住宅耐震診断等支援事業を利用しようとする対象住宅の所有者（当該対象住宅の所有者が複数であるときは、その代表者。以下同じ。）は、当該年度において市長が定める期間内に、多賀城市木造住宅耐震診断等支援事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書は、構造的に独立した対象住宅ごとに作成しなければならない。

(利用の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、木造住宅耐震診断等支援事業を利用する対象住宅（以下「利用住宅」という。）を決定するものとする。

一部改正〔平成26年告示74号〕

(利用の決定通知等)

第8条 市長は、前条の規定による利用住宅の決定（以下「利用決定」という。）をしたときは、多賀城市木造住宅耐震診断等支援事業利用決定通知（様式第2号）により当該利用住宅の所有者（以下「利用者」という。）に通知するとともに、利用者の住所、氏名、利用住宅の概要その他の事項を受託団体に通知するものとする。

2 受託団体は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに利用者と調整の上、派遣する耐震診断士、当該耐震診断士を派遣する日時等を決定し、その旨を当該利用者及び市長に通知するものとする。

一部改正〔平成26年告示74号〕

(利用の辞退)

第9条 利用者は、木造住宅耐震診断等支援事業の利用を辞退するときは、多賀城市木造住宅耐震診断等支援事業利用辞退届（様式第3号）により耐震診断士の派遣を受ける日の10日前までに市長に届け出なければならない。

(利用決定の取消し)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により利用決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が木造住宅耐震診断等支援事業の利用を不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により利用決定を取り消したときは、その理由を付けて、多賀城市木造住宅耐震診断等支援事業利用決定取消通知書（様式第4号）により当該利用決定を取り消した者に通知するものとする。

(利用に要する費用)

第11条 木造住宅耐震診断等支援事業に要する費用の額は、別表に定める利用住宅の延べ床面積の区分に応じ、当該区分に定める額とし、利用者は当該額から同表に定める市の負担額を控除した額（以下「利用者負担額」という。）を負担するものとする。

2 利用者負担額の支払は、利用住宅に係る耐震診断の結果を記載した書類及び耐震改修計画（以下「耐震診断結果等」という。）の受領時に当該耐震診断結果通知等を持参した耐震診断士を通して受託団体に対して行うものとする。

(耐震診断結果等)

第12条 受託団体は、耐震診断結果等を作成したときは、速やかに利用者及び市長に送付しなければならない。この場合において、利用者への耐震診断結果等の送付は、耐震診断士の持参により行うものとする。

(利用者に対する指導及び助言)

第13条 市長は、耐震診断結果等に基づき、利用住宅の地震に対する安全性の確保及び向上が図られるよう、利用者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

(受託団体の守秘義務等)

第14条 受託団体及び耐震診断士は、木造住宅耐震診断等支援事業に関し業務上知り得た個人情報情報を漏らしてはならない。

2 受託団体又は耐震診断士は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 木造住宅耐震診断等支援事業に関し利用者から利用負担額以外の金銭を受け取ること。
- (2) 利用者に対して不必要な改修等を勧めること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の業務の委託を受けた者としてふさわしくない行為をすること。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、都市産業部長が定める。

附 則

この告示は、平成18年5月1日から施行する。

附 則 (平成20年5月22日告示第80号)

この告示は、平成20年5月22日から施行する。

附 則 (平成20年11月28日告示第121号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成20年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 略

附 則 (平成25年4月1日告示第48号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月30日告示第74号)

この告示は、平成26年6月1日から施行する。

附 則 (令和2年10月1日告示第94-5号)

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日告示第50-5号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

利用住宅の延べ床面積	木造住宅耐震診断等支援事業に要する費用の額	市の負担額	利用者負担額
200㎡以下	150,800円 (133,100円)	142,400円 (125,600円)	8,400円 (7,500円)
200㎡を超え 270㎡以下	161,300円 (142,600円)		18,900円 (17,000円)
270㎡を超え 340㎡以下	171,700円 (152,000円)		29,300円 (26,400円)
340㎡を超える	182,200円 (161,400円)		39,800円 (35,800円)

備考

- 1 表中の（ ）内の額は、耐震改修計画を作成しない場合の額を示す。
- 2 表中の額には、消費税及び地方消費税額が含まれる。

一部改正〔平成26年告示74号・令和2年告示94-5号〕